

# 福岡県公報

平成十八年一月三十日  
第二千四百八十九号  
増刊 ①

## 目次

規則（第四号・第五号）

○福岡県浄化槽法施行細則の一部を改正する規則

（廃棄物対策課）……………一

○福岡県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改

正する規則

（廃棄物対策課）……………一

## 規則

福岡県浄化槽法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十八年一月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県知事 麻生 渡

## 福岡県規則第四号

福岡県浄化槽法施行細則の一部を改正する規則

## 福岡県規則第五号

福岡県浄化槽法施行細則（昭和六十年福岡県規則第五十一号）の一部を次のように改

正する。

第一条中「厚生省関係浄化槽法施行規則」を「環境省関係浄化槽法施行規則」に改め  
る。

第二条の見出しを「（浄化槽の設置等の届出に係る添付書類）」に改め、同条第二号  
中「（法第十三条の規定による型式についての建設大臣の認定（以下「型式認定」とい  
う。）を受けた浄化槽にあつては、工場生産浄化槽認定シートの写し）」を削り、同条  
第五号中「型式認定」を「法第十三条の規定による型式についての国土交通大臣の認定  
(以下「型式認定」という。)」に改める。

第三条の見出しを「（設置しない旨等の届出）」に改め、同条第三項を削る。

第十条中「第十一條」を「第十一條第一項」に改め、同条を第九条とする。  
第十一条の表の備考中「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員の算定基準  
(J I S A 3 3 0 2)」を「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準  
(J I S A 3 3 0 1)」に改め、同条を第十条とする。

第十二条を第十一条とする。  
様式第八号を削る。

## 附則

（施行期日）

1 この規則は、平成十八年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に廃止した浄化槽に係る廃止の届出については、なお従前の例に  
よる。

福岡県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定  
し、ここに公布する。

平成十八年一月三十日

福岡県知事 麻生 渡

## 福岡県規則第六号

規則

福岡県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和六十年福岡県規則第六  
十七号）の一部を次のように改める。

第十条中「第二十条第一項」を「第二十一条」に改める。

様式第五号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

## 附則

この規則は、公布の日から施行する。

発行  
福岡県市  
(博多区東公園七番  
総務部行政経営企画課)

販印  
壳刷  
株福岡市  
式市東区箱  
会社崎ふ  
川頭六島  
丁目弘文  
番文四  
二社号

定価  
一箇月一三五〇円(税込・郵便料別)